

平成 22 年度事後評価シート（平成 21 年度に実施した施策）

施策名	5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進	評価年月日	平成 22 年 4 月 1 日
総括部局及び総括課長名	自然環境局 総務課長 田中聡志		

① 施策の位置づけ

環境基本計画における位置づけ(第〇部)			平成 21 年版環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ (347ページ以降)		
政策(章)	2章	環境保全施策の体系	政策(章)	5章	生物多様性の保全及び持続可能な利用
施策(節)	1節	6 自然環境の保全と自然とのふれあいの推進			
その他関連する個別計		第三次生物多様性国家戦略及び生物多様性国家戦略 2010			

※環境・循環型社会・生物多様性白書「平成 21 年度環境の保全に関する施策・平成 21 年度循環型社会の形成に関する施策・平成 21 年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策」から該当箇所を記載

② 施策について

施策の方針	生態系のもたらす恵みを将来にわたって継承するため、国土全体から地域までの様々なレベルにおいて、それぞれ多様な生態系及び動植物が保全され、持続可能な利用が図られる「自然と共生する社会」を実現する。				
予算動向		H19 年度	H20 年度	H21 年度	<備考>
	金額(単位:百万円)	15,160	17,206	20,547	
	一般会計	15,160	16,876	20,274	
特別会計		330	273		
施策を構成する具体的手段	<p>【基盤的施策の実施及び国際的取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第三次生物多様性国家戦略及び生物多様性国家戦略 2010 に基づく施策の実施。 自然環境保全のための政策の策定に必要な情報の収集、整備及び提供。 生物多様性保全に関する国民への普及啓発、多様な主体の参画促進。 国際的枠組への参加等を通じた地球規模の生物多様性の保全。 <p>【自然環境の保全・再生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 里地里山などの二次的な自然環境や藻場・干潟等の特性に応じた適正な保全。 国所管の原生自然環境保全地域・自然環境保全地域・国立公園等の原生的な自然及び優れた自然の適正な保全管理。 多様な主体の参加と連携により、失われた自然を積極的に再生する事業の実施。 <p>【野生生物の保護管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> 野生生物等の「絶滅のおそれのある野生生物種のリスト(レッドリスト)」の作成。 「種の保存法」に基づく希少野生動植物種の個体の取扱規制、対象種ごとの保護増殖事業計画に基づく保護増殖事業の実施。 「鳥獣保護法」に基づく野生鳥獣の適正な保護管理と狩猟の適正化。 「カルタヘナ法」に基づく遺伝子組換え生物の国内使用規制の実施。 「外来生物法」に基づく、外来生物の輸入規制、国内における飼養等規制の実施。 <p>【動物の愛護及び管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「動物愛護管理法」に基づき平成18年10月に策定された、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針(以下、動物愛護管理基本指針)に基づく施策(基本指針検討・推進事業)の推進。 動物の虐待防止や適正飼養などの動物愛護及び動物の適正な管理を徹底していくための施策(動物の適正飼養推進事業、個体識別措置推進事業等)の推進。 平成21年6月に施行されたペットフード安全法の適切な運用。 				

【自然とのふれあいの推進】

- ・優れた自然環境を有する自然公園から、都市の身近な自然環境である国民公園までの幅広いフィールドにおいて自然とのふれあいのための公園施設を整備。
- ・自然とのふれあい活動をサポートする人材の育成・確保、自然とのふれあい行事や自然体験プログラムの提供、自然とのふれあいに関する情報の提供。
- ・「エコツーリズム推進法」及び「エコツーリズム推進基本方針」（平成 20 年 6 月閣議決定）を踏まえ、地域の自然環境の保全に配慮しつつ、地域の創意工夫を生かしたエコツーリズムのより一層の普及・定着を図るため、普及啓発、法に基づき取り組む地域への支援、ノウハウ確立、人材育成等を総合的に実施。
- ・「温泉法」に基づく、温泉資源の保護対策、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止及び温泉の適正利用に係る検討・調査等の実施。



③施策の方針に対する総合的な評価

【基盤的施策の実施及び国際的取組】

- 第三次生物多様性国家戦略（平成 19 年 11 月閣議決定）に沿って、各種具体的な施策、政策の策定に必要な情報の収集・解析・整備・提供、国民への普及啓発の促進、生物多様性総合評価のとりまとめに向けた検討を実施し、サンゴ礁や渡り鳥の保全のための国際的取組、地域における生物多様性の保全・再生に資する取組の支援等が着実に推進され、目標達成に向け一定の進展があった。また、生物多様性基本法に基づく初めての国家戦略となる「生物多様性国家戦略 2010」を平成 22 年 3 月に閣議決定した。
- 平成 22 年 10 月の愛知県名古屋市での生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）の開催に向けた情報収集や他国への働きかけ等の取組を推進し、COP10 で議論される次期世界目標に対する日本提案をとりまとめ生物多様性条約事務局に提出するなど、主要な議論をリードした。

【自然環境の保全・再生】

- 原生的な自然環境、優れた自然、里地里山などの二次的な自然環境及び干潟などの湿地について、効果的な保全・管理に資する取組が進められ、自然再生推進法の運用及び自然再生事業の実施により、自然環境の再生が図られつつあり、目標達成に向けた着実な進展があった。
- 国立公園等について、我が国の生物多様性保全の屋台骨として、また、国民の自然とのふれあいの場として、適切に保護管理が進められた。第 171 回国会に提出した「自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律」（平成 22 年法律第 47 号）が平成 21 年 6 月に公布され、平成 22 年 4 月の施行のため、政省令や通知類の改正等の必要な業務を行うとともに、関係者への周知に努めた。

【野生生物の保護管理】

- レッドリストの第 3 次見直し作業を実施した。種の保存法に基づく国内希少野生動植物種にオガサワラオオコウモリを追加した。国指定鳥獣保護区の指定やラムサール条約湿地の新規登録（6 箇所）などの各種施策を推進するとともに、平成 21 年 8 月にとりまとめられたカルタヘナ法の施行状況の検討結果を受け、農作物の実用化分野における生物多様性影響評価に必要な情報についての考え方に関する検討・とりまとめを行った。また、外来生物法に基づき特定外来生物を新たに 1 種指定するとともに、特定外来生物の国内での定着防止や防除を実施するなど、目標達成に向けて一定の成果を得た。また、鳥獣保護法に基づく科学的で計画的な野生鳥獣の保護管理を推進するため、特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドラインを改定し、野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況のモニタリング調査を継続した。

【動物の愛護及び管理】

- 動物愛護管理に関するポスター等の作成・配付や動物愛護週間行事における中央行事の開催といった各種普及啓発事業の推進、自治体に対する技術的助言、さらに、都道府県等に引き取られた犬ねこを収容し元の飼い主へ返還又は新たな飼い主に譲渡するため施設の新改築に対する整備費補助等の取組により、都道府県等による犬ねこの引取り数が減少の傾向を維持する等、目標達成に向け期待どおりの成果が得られた。
- 平成 21 年 6 月に「ペットフード安全法」が施行され、法の周知と理解を目的としたパンフレットやポスターの作成・配付及び適切な動物の飼養にかかる講習会の開催等による普及啓発を行うとともに、関係機関等の連絡・連携体制の構築を図り、ペットフードの安全性の確保に取り組んだ。

【自然とのふれあいの推進】

- 自然とのふれあい活動のサポート、自然とふれあうための機会や情報の提供、人材育成、国立・国定公園等における公園施設の整備の推進により、自然とのふれあいを求める国民のニーズに応えるとともに、自然とのふれあい活動を通じて自然への理解を深め、自然を大切にしたい気持ちの育成が図られ、期待どおりの成果が得られた。
- 「エコツーリズム推進法」が平成 20 年 4 月に施行され、また、法に基づく「エコツーリズム推進基本方針」が同年 6 月に閣議決定されたことによりエコツーリズムに関する一定のルール確立がみられたこと、エコツーリズムの取組に対する情報の提供や人材育成、セミナー等の開催によるエコツーリズムの普及啓発に努めたことが相まって、エコツーリズムに関する取組の拡大、浸透が図られた。
- 改正温泉法に基づき、定期的な温泉成分分析及び可燃性天然ガスによる災害防止対策が進んだ。
- 温泉法施行規則の一部改正や温泉資源の保護に関するガイドラインの策定等により、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止対策、温泉資源保護対策など、温泉行政に関する制度の見直し等について大きな進捗が見られた。



④今後の主な課題

【基盤的施策の実施及び国際的取組】

- 生物多様性国家戦略 2010 に示された 4 つの危機（①人間活動や開発による危機、②人間活動の縮小による危機、③人間により持ち込まれたものによる危機、④地球温暖化による危機）により、依然として生物多様性の損失が進行していることなどから、同戦略に掲げた 4 つの基本戦略（①生物多様性を社会に浸透させる、②地域における人と自然の関係を再構築する、③森・里・川・海のつながりを確保する、④地球規模の視野を持って行動する）に基づき、社会情勢の変化等を踏まえた生物多様性の状況把握と保全の推進、国民への普及広報及び多様な主体の参画促進が必要。
- COP10 の開催とその成功に向け、国際的取組を一層充実させるとともに、次期世界目標などの COP10 の結果を踏まえた国内外の取組の推進が必要。

【自然環境の保全・再生】

- 国立公園や世界自然遺産地域などの原生的な自然環境、優れた自然及び里地里山などの二次的な自然環境、沿岸海域などの効果的な保全・管理について、着実な実施が必要。
- 地域の多様な主体の参画による自然再生事業の着実な実施が必要。

【野生生物の保護管理】

- レッドリストの定期的な見直しと、そのための継続的な情報の収集。
- 種の保存法に基づく捕獲等の規制や希少種の流通の適正化や、トキの野生復帰事業を始めとした保護増殖事業等のさらなる推進。
- 鳥獣保護法に基づく具体的施策や野生鳥獣の感染症等のモニタリングの実施
- 渡り鳥等の保護に係る二国間条約・協定や多国間パートナーシップ等の国際的な枠組みによる、生態系ネットワークの形成、ラムサール条約湿地の登録や保全等の推進。
- 新たな形質の遺伝子組換え生物による生物多様性への影響評価の適切な実施の推進。
- 特定外来生物の国内での定着防止や定着したものの防除のさらなる推進。

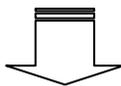
【動物の愛護及び管理】

- ますます多様化している国民の動物の愛護及び管理に関する要望等へのきめ細かい対応と対策。
- 動物愛護センター等に収容された動物の殺処分数を減少させていくための、再飼養支援データベース・ネットワークシステムへの参加自治体数の増加。
- 動物の所有者明示を推進するための、マイクロチップによる個体識別措置の普及・推進。
- 動物愛護管理について、更なる法律等の周知及び国民への普及啓発の強化。
- 法改正から 5 年を目途とした制度の見直しに向けた施行状況の実態把握と、課題解決に向けた所要の措置の検討。
- ペットフードの安全性の確保のために必要な更なる基準・規格の整備及び犬ねこ以外の動物のペットフードにか

かる適切な給餌の推進。

【自然とのふれあいの推進】

- 国立公園における自然体験活動の充実及び解説に携わる人材の育成・確保。
- 地域資源の持続的な保全・活用(エコツーリズムの推進)及び情報提供の質及び利便性の向上。
- 多様化する公園利用者への対応、安全かつ適切な利用を確保するための施設整備及び管理の重点的・計画的推進。
- 温泉法の改正内容等の適正な運用の推進。
- 温泉の持続的かつ適正な利用を図り、また魅力ある温泉地づくりを支援するための取組の推進。



⑤今後の主な取り組み

【基盤的施策の実施及び国際的取組】

- 生物多様性国家戦略 2010 に示された各種施策を推進する。
平成 20 年度からの継続的な取組として、生態系総合監視システムの構築、海洋生物多様性情報の収集整備、我が国の生物多様性の総合評価、国民への普及啓発、多様な主体の参画促進、アジア太平洋地域における生物多様性情報の整備・共有に係る事業を推進する。あわせて、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を一層推進させるため、必要な定員を要求する。
- COP10 の開催とその成功に向け、国際的なリーダーシップを発揮しつつ積極的な貢献を行うべく、アジア各国をはじめ各締約国、関係省庁や地元(愛知県、名古屋市)との連携の強化や、多様な主体に対する参画の呼びかけ等の取組を進めるとともに、COP10 の結果を踏まえた国際的取組を、生物多様性日本基金(仮称)も活用しつつ強化する。

【自然環境の保全・再生】

- 自然公園等において、生物多様性保全の観点からの保護施策を強化するとともに、生態系ネットワーク形成を推進する。また、国立・国定公園等の指定地域を総点検し、全国的な指定の見直し・再配置を進める。あわせて、国立・国定公園の選定基準、調査指針等の見直しを行う。
- 世界自然遺産地域に関する調査及び適切な保全・管理を実施するとともに、新たな世界自然遺産への推薦及び登録を目指した取組を進めることとし、関係省庁との連携や自然環境データの蓄積を一層強化する。
- 自然再生に関する国民への普及啓発活動を推進するとともに、地域住民や NPO 等に対する支援を進める。
- 多様な主体による里地里山の持続的な利用・管理に必要な方策を検討する。また、世界での自然共生社会の実現のため、二次的自然地域における自然資源の持続可能な利用と管理の推進のための取組として「SATOYAMA イニシアティブ」を世界に提案し、推進する。
- 地域と共存し、地域との協働により保全を図る日本の地域制自然公園制度の特徴をさらに発展させるとともに、アジア等諸外国に発信していく。
- 自然公園法の改正を踏まえ、国立公園等の生物多様性保全や海域における風景等の保護と利用を適正に進めるほか、生物多様性保全上重要な価値を有する奄美地域について、国立公園の指定を視野に入れた取組を進める。

【野生生物の保護管理】

- レッドリストの見直し結果を踏まえ、特に保護の優先度が高い種について詳細な調査を行った上で、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種への指定を含む適切な対応を行う。
- トキの野生復帰に向けた放鳥の継続、ヤンバルクイナの生息域外保全の開始など、保護増殖事業の着実な推進を図る。
- 鳥獣保護法等に基づく具体的施策を展開するとともに、野鳥の高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況のモニタリング調査を継続するとともに、野生鳥獣の保護管理を強化し、より科学的・計画的な保護管理を推進する。
- ラムサール条約湿地の保全等に係る普及啓発を推進するとともに、渡り鳥等の保護に係る国際的な枠組みの活用を進める。
- 遺伝子組換え生物に関する最新の知見を収集するとともに、これら知見を反映した遺伝子組換え生物の生物多様性影響評価を推進する。

○特定外来生物の国内での定着防止の実施に必要な輸入・飼養等の規制及び防除事業の実施を進める。

【動物の愛護及び管理】

- 動物の愛護、適正飼養に関する一層の普及啓発を図るほか、都道府県等の動物愛護管理担当職員の知識、技能の向上を図るため講習会を実施する。
- 再飼養支援データベース・ネットワークシステムの参加自治体数の増加(前年度比 10 増加の 70 自治体)、システムのより一層の充実(相互リンクの充実等)を図るとともに動物適正譲渡講習会を開催する。
- マイクロチップを始めとする個体識別措置の一層の推進を図る。
- ホームページや各種パンフレット等の活用により、動物愛護管理法等について国民への一層の周知、普及啓発を図る。
- 動物愛護管理法の施行状況に関する各種調査を行い、中央環境審議会動物愛護部会の下に設置した動物愛護管理のあり方検討小委員会を開催し、課題の解決に向けた所要の措置について検討を行う。
- ペットフードの安全性に関する知見の収集及び更なる基準・規格の検討を行う。
- 犬ねこ以外の動物のペットフードに関する課題や適切な飼養方法に関する情報を収集する。

【自然とのふれあいの推進】

- パークボランティアなどの人材の育成・確保を図るとともに、自然体験の機会や情報を積極的に提供する。
- エコツーリズム推進法及びエコツーリズム推進基本方針を踏まえたエコツーリズムのより一層の普及・定着を図るため、グリーンツーリズムとの連携などエコツーリズムによる地域活性化支援、エコツーリズムによる資源利用の適正化、エコツーリズムの実態調査・解析事業等を総合的に実施する。
- 誰もが安全・安心に自然の魅力を享受できるよう、利用による自然環境への影響を最小限にしつつ、公園施設のユニバーサルデザイン化や老朽化施設等の再整備を推進する。
- 温泉法の改正内容等の適正な運用を図るための各種施策を推進する。
- 温泉の持続的かつ適正な利用を図るため、禁忌症及び適応症に関する検討調査や大深度掘削泉からの揚湯による温泉資源、周辺地盤等への影響調査など中央環境審議会答申において指摘された事項に対応していくための検討調査を継続実施する。



施策の方向性	①	施策の改善・見直し
	①-a	施策の重点化等
	①-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
	②	取組みを引き続き推進
	③	施策の廃止・完了・休止・中止
	④	機構要求を図る
⑤	定員要求を図る	

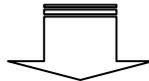
今後の施策の方向性	予算要求等への反映	①-a
	機構・定員要求への反映	④、⑤

⑥当該施策を構成する目標・指標及び評価

目標 5-1	基盤的施策の実施及び国際的取組
	生物多様性国家戦略を始めとする自然環境保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集・整備・提供を行う。また、国際的枠組への参加等を通じて地球規模の生物多様性の保全を図る。
環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ	5章1節 生物多様性条約 COP10 に向けた取組 5章2節 生物多様性を社会に浸透させる取組 5章5節 地球規模の視点を持って行動する取組

関係課・室		自然環境計画課、野生生物課						
指標の名称及び単位		①(参考)全国の1/2.5万地形図面数に対する植生図整備図面数の割合[図面数/図面数]						
指標年度等		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	目標年	目標値
指標	①	1377/ 4342	1505/ 4342	1683/ 4342	1909/ 4342	2158/ 4342	H24年	国土の約6割
目標を設定した根拠等		基準年	H19年度		基準年の値	国土の約35%		
		根拠等	第二次生物多様性国家戦略及び第三次生物多様性国家戦略					
評価・分析		<p>【達成の状況】</p> <p>○第三次生物多様性国家戦略（平成19年11月閣議決定）に沿って、各種具体的な施策、政策の策定に必要な情報の収集・解析・整備・提供、国民への普及啓発の促進、生物多様性総合評価のとりまとめに向けた検討を実施し、サンゴ礁や渡り鳥の保全のための国際的取組、地域における生物多様性の保全・再生に資する取組の支援等が着実に推進され、目標達成に向け一定の進展があった。また、生物多様性基本法に基づく初めての国家戦略となる「生物多様性国家戦略2010」を平成22年3月に閣議決定した。</p> <p>○平成22年10月の愛知県名古屋市の生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の開催に向けた情報収集や、他国への働きかけ等の取組を推進し、COP10で議論される次期世界目標に対する日本提案をとりまとめ生物多様性条約事務局に提出するなど、主要な議論をリードした。</p> <p>【必要性】</p> <p>○生物多様性基本法の目的に掲げられた、生物多様性のもたらす恵みを将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図るために、第三次生物多様性国家戦略及び生物多様性国家戦略2010に基づき、着実な成果をあげていくことが必要である。</p> <p>○生物多様性の保全と持続可能な利用は人類共通の課題であり、世界的に生物多様性の喪失が進行していることから、国際的枠組み等を活用しつつ、国際的連携の強化を図るとともに、COP10議長国として、生物多様性分野における国際的なリーダーシップを発揮していく必要がある。</p> <p>【有効性】</p> <p>○自然環境保全基礎調査において植生、動植物分布等の自然環境に関する基盤情報データを着実に蓄積することにより、またモニタリングサイト1000において高山帯、森林・草原、沿岸域等様々な生態系における指標生物の生息・生育状況及び無機的環境をモニタリングすることにより、生物多様性の保全に関する施策の実施に寄与できた。</p> <p>○生物多様性総合評価を行うために環境省が設置した生物多様性総合評価検討委員会において平成21年度に3回の検討会が行われ、過去50年の我が国の生物多様性の状況について明らかにされることで生物多様性の現状に関する理解の促進に貢献した。</p> <p>○サンゴ礁や渡り鳥の保全のための国際的取組への参加、国際条約の適切な履行、NGO等への拠出等によって、自然環境保全分野での国際協力を積極的に推進しており、国際的な評価を得ている。平成21年1月30日・31日には、東アジア及びオーストラリア各国の渡り鳥の有識者による専門家会合及び国際シンポジウムを福岡県において開催した。本会合及びシンポジウムではガンカモ類及びシギ・チドリ類の現在の生息状況を共有し、より精度の高いデータ収集と情報共有化に向けた課題を抽出して、その解決に向けたアジア地域における国際連携のあり方を探ることができた。</p> <p>○ICRI 東アジア地域会合を開催（平成21年12月：ベトナム）し、東アジアを中心とした重要サンゴ礁ネットワーク戦略の策定に向けた議論を行うなど、国際的なサンゴ礁保全においてリーダーシップを発揮した。</p> <p>○SATOYAMA イニシアティブ準備会合を開催（平成21年7月：東京、10月：マレーシア・ペナン、平成22年1月：パリ）し、世界各国における二次的自然地域における自然資源の持続可能な利</p>						

	<p>用・管理のための取組と COP10 に向けた SATOYAMA イニシアティブの展開方策について、情報交換と議論を行い、平成 22 年 5 月に開催される生物多様性条約科学技術助言補助機関会合に提出する「SATOYAMA イニシアティブに関するパリ宣言」として取りまとめることが出来た。</p> <p>○平成 22 年 2 月に、カルタヘナ議定書に基づく「責任と救済に関する共同議長フレンズ会合」(マレーシア)及び「バイオセーフティに関する教育及び研修についての学術機関等国際会合」(つくば)の開催支援を行うことにより、これらの会議の成果が提出されるカルタヘナ議定書第 5 回締約国会議(生物多様性条約第 10 回締約国会議とあわせて我が国で開催)の成功に向けた貢献を行った。</p> <p>○企業等の事業者の民間参画を促進するため、平成 21 年 8 月に「生物多様性民間参画ガイドライン」を公表し、事業者が生物多様性の保全と持続可能な利用のための活動を自主的に行う際の指針を示した。</p> <p>○都道府県及び市町村が生物多様性基本法に基づく「生物多様性地域戦略」を定める際に参考となる基本的情報を示した「生物多様性地域戦略策定の手引き」を平成 21 年 9 月に作成した。</p> <p>○多様な主体の生物多様性に配慮した取組に関する紹介及び情報交換の場を提供するため、生物多様性をテーマとした総合展示会を福岡市(平成 22 年 2 月)と大阪市(同年 3 月)において開催し、生物多様性の普及啓発に寄与した(出展数:計 223 団体、来場者数:計 24,889 名)。</p> <p>【効率性】</p> <p>○第三次生物多様性国家戦略及び生物多様性国家戦略 2010 では、様々な要素を勘案した上で目標達成のための道筋及び様々な主体の連携が整理されており、今後の施策を円滑かつ効率的に進めることが可能となっている。</p>
--	---



<今後の展開>	
<p>○生物多様性国家戦略 2010 に示された各種施策を展開する。特に、我が国の生物多様性の総合評価実施・充実や、国民への普及広報・多様な主体の参画促進の強化等を行う。</p> <p>○第三次生物多様性国家戦略を踏まえつつ、我が国の自然環境の状況について、より一層充実した情報の整備を図るための取組を推進する。</p> <p>○COP10 の開催に向けた取組を行う。また、COP10 で議論される次期世界目標の設定等主要な議題についての議論をリードし、また各国の意見を取りまとめていくため、情報の収集、整備、発信等を行う。さらに、COP10 の結果を踏まえた国際的取組を、生物多様性日本基金(仮称)も活用しつつ推進する。</p> <p>○引き続き ICRI 東アジア地域会合を開催して東アジアを中心とした重要サンゴ礁ネットワーク戦略を策定するなど、国際的なサンゴ礁保全においてリーダーシップを発揮する。</p> <p>○世界各地での自然共生社会の実現のため、各国や国際機関、NGO 等と協調し、人と自然の共生を目指し、二次的自然地域における自然資源の持続可能な利用・管理の推進のための取組として「SATOYAMA イニシアティブ」を世界に提案・発信し、広く普及を図っていく。</p>	

目標 5-2	自然環境の保全・再生
	<p>原生的な自然及び優れた自然の保全を図り、里地里山などの二次的な自然や藻場・干潟等についてその特性に応じた保全を図るとともに、過去に失われた自然を積極的に再生する事業と、自然再生に係る地域活動を推進するための支援を実施することで、自然環境の保全・再生を図る。</p>
環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ	<p>5章1節 生物多様性国家戦略及び生物多様性条約 COP10</p> <p>5章3節 地域における人と自然の関係を再構築する取組</p> <p>5章4節 森・里・川・海のつながりを確保する取組</p> <p>6章5節 地球規模の視点を持って行動する取組</p>

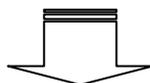
関係課・室	自然環境計画課、国立公園課						
指標の名称及び単位	①(間接)国立公園計画の点検実施済地域数[地域] ②(間接)自然再生推進法に基づく協議会数[協議会] ③(間接)環境省の自然再生事業実施地区数[地区]						
指標年度等	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	目標年	目標値
指標	①	33	36	34	29	H21年度	57
	②	18	18	19	20	—	増加傾向を維持
	③	18	19	19	19	19	
目標を設定した根拠等	基準年	基準年			—	基準年の値	
	根拠等	①国立公園の57地域すべてにおいて概ね5年ごとに実施する必要がある。					
評価・分析	<p>【達成の状況】</p> <p>○原生的な自然環境、優れた自然、里地里山などの二次的な自然環境及び干潟などの湿地について、効果的な保全・管理に資する取組が進められ、自然再生推進法の運用及び自然再生事業の実施により、自然環境の再生が図られつつあり、目標達成に向けた着実な進展があった。</p> <p>○国立公園等について、我が国の生物多様性保全の屋台骨として、また、国民の自然とのふれあいの場として、適切に保護管理が進められた。第171回国会に提出した「自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律」(平成22年法律第47号)が平成21年6月に公布され、平成22年4月の施行のため、政省令や通知類の改正等の必要な業務を行うとともに、関係者への周知に努めた。</p> <p>【必要性】</p> <p>○自然環境保全地域、自然公園等は、我が国における生物多様性保全施策の骨格を成す保護地域制度であり、国が適正な保全管理を行っていくことが必要である。</p> <p>○特に国立公園は、環境基本計画及び第三次生物多様性国家戦略において記述されているとおり、自然環境の保全及び自然とのふれあいの推進の観点から、保全管理の責任を有する国(環境省)が、国民共通の財産として、保全管理の充実を図る必要がある。さらに三位一体の改革においても、国立公園の主要な公園事業は国が実施することと整理された。</p> <p>○生物多様性保全のためには、全国的見地や国際的見地からも、里地里山の保全と持続的な利用の推進、湿地・干潟・藻場・サンゴ礁等の重要地域の保全の強化及びそれらを核とした生態系ネットワークを形成していくことが必要である。</p> <p>○平成19年4月に制定された海洋基本法及び同法に基づき平成20年3月に策定された海洋基本計画を受け、我が国の海洋生物多様性の情報の収集・整備及び保全戦略の策定、並びに関係府省と連携し、海洋保護区のあり方について明確にすることが必要である。</p> <p>○かつて身近な生物であったメダカが絶滅危惧種となるなど、我が国の生態系は衰弱しつつある。このため、地域住民、専門家、NPO等多様な主体の参画によって、残された生態系の保全、過去に失われた自然の再生・修復を行っていくことが必要である。</p> <p>【有効性】</p> <p>○国立・国定公園における自然環境の適切な保全と利用のため、各地の国立・国定公園の公園計画を点検・変更した。国立公園のうち、過去5年間に公園計画の点検が終了した地域は、29地域であり、全地域(57地域)で点検を実施するという目標に対して51%の達成率となっている。達成率が51%にとどまっている原因は、国立公園は土地所有に関係なく指定し、法に基づく各種行為規制を課すことにより、当該地の風致景観を保護する制度であるため、公園計画の点検作業</p>						

に当たっては、他の公益との調整に多大な時間を要するケースが多く、当初の目標年度までに点検作業を終えることができない場合があるからと考えられる。

- 全国で初めてとなる利用調整地区の運用を開始した吉野熊野国立公園の西大台地区において、一定のルールのもとで優れた自然環境の持続的な利用を図る取組を推進した。
- グリーンワーカー事業による海岸漂着ゴミ等の清掃、外来生物の駆除、景観対策としての展望地の再整備、登山道の補修、サンゴ礁保護のためのオニヒトデ等の駆除、山小屋のし尿処理施設整備に係る補助制度の活用等により、国立公園等の保全管理の充実を着実に推進した。
- 広範な関係者の参画による魅力的な国立公園づくりを進めるため、国、地方公共団体、地域住民、専門家、企業、NGO などの公園の管理運営を担う関係者が円滑に協働できる体制・手法について検討し、尾瀬、白山等6つの国立公園で管理運営体制の再構築に向けたモデル的取組を実施した。
- 地域と共存し、地域との協働により保全を図る日本の地域制自然公園制度の特徴をさらに発展させるとともに、アジア等諸外国に発信するため、外国語版のパンフレットを作成した。
- 海域については、「国立・国定公園海域保全方策検討調査業務」を実施し、自然公園法改正に向けた海域の国立・国定公園の保全及び利用上の課題等を整理し、国立公園として保全すべき海域について検討した。
- 「海洋生物多様性情報整備及び保全戦略策定業務」を実施し、我が国の海洋生物多様性の情報の収集や海洋の生物多様性保全のあり方について検討した。
- 世界自然遺産について、「知床」では世界遺産委員会からの勧告を踏まえた管理計画の見直しを実施し、「屋久島」では順応的な管理の推進のための科学委員会を立ち上げるなど、管理充実を図った。また、平成 22 年 1 月にユネスコ世界遺産センターに対して小笠原諸島の世界自然遺産への推薦書を提出した。
- 里地里山については、これまで実施してきた里地里山保全再生モデル事業の成果により、地域特性に応じた、保全再生のための実践とそのノウハウの蓄積に加え、専門家、団体等のネットワークの形成が図られた。
- 自然再生事業は、計画段階から専門家、地域住民等の参画を得て実施しており、地域の自然特性に応じた細やかな取組を関係者の合意を得つつ推進することが可能となっており、自然再生事業実施区域は、自然環境学習の場として、将来にわたって市民等に活用されることが期待される。
- 自然再生推進法の運用を推進することにより、平成 21 年度末現在、全国で同法に基づく自然再生協議会が計 22 箇所(21 年度単年度に 2 箇所)設立されている。また、同法に基づく自然再生全体構想が 22 箇所で策定され、自然再生事業実施計画が 20 件(21 年度単年度に 3 件)主務大臣に送付されている。

【効率性】

- 我が国の自然公園制度は、アメリカの国立公園などとは異なり、環境省又は都道府県が公園専用用地として土地の所有権や管理権を有せず、一定の行為制限の下で自然を保護するとともに、公園サービスを地方自治体との役割分担や民間活力の活用により提供する仕組みとなっている。このため、自然公園については、地方自治体や地域社会の理解と協力を得ながら、保護と利用の両方をバランス良く推進していくことにより、効率的に自然環境の保全を図っている。
- 自然再生事業については、基礎調査や計画段階から、様々な主体の参画を得て地元との合意形成を図っており、効率的に事業を推進している。
- 自然再生推進法の運用により、地域住民、NPO 等が主体となった自然再生を効率的に推進している。



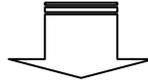
<今後の展開>

- 自然公園等において、生物多様性保全の観点からの保護施策を強化するとともに、生態系ネットワーク形成を推進する。
- 公園計画の見直しを円滑に進めるために、各地方環境事務所国立公園・保全整備課長及び同国立公園企画官会議等において、計画的な作業の実施及び早期の関係機関等との調整を指示・徹底することとする。また、都道府県自然公園行政担当者会議等において、都道府県に対し、必要な情報提供や調整への協力を求めることとする。
- 自然環境や社会状況、風景評価の多様化などの変化を踏まえ、国立・国定公園の選定基準、調査指針等の見直しを行う。国立・国定公園の指定状況についても、重点地域を定め、計画的に全国的な見直しを行う。
- 生物多様性保全上重要な価値を有する奄美地域について、国立公園の指定を視野に入れた取組を進める。
- 国と地方公共団体、地域住民、専門家、企業、NGO などの多様な主体による国立公園の協働型管理運営体制の構築と質の高い国立公園サービスの提供に向けた取組を開始する。この中で、平成 21 年度までに尾瀬や白山等で実施したモデル的取組を発展させ、富士山地域等において「協働型管理運営体制構築事業」を開始するとともに、阿寒湖畔においては、地域住民とともに景観に配慮した集団施設地区づくりを検討する。
- 地域と共存し、地域との協働により保全を図る日本の地域制自然公園制度の特徴をさらに発展させるとともに、アジア等諸外国に発信していく。
- 引き続き、我が国の海洋生物多様性の情報の収集・整備を進め、保全戦略の策定及び関係府省と連携して海洋保護区のあり方について検討を行う。
- 世界自然遺産地域(知床、白神山地、屋久島)に関する調査及び適切な保全・管理を実施するとともに、平成 22 年 1 月に推薦書を提出した小笠原諸島の登録を目指して外来種対策や登録の可否を評価するための調査団の受け入れを行う。また、推薦候補地として選定されている琉球諸島について保護地域の拡大や外来生物対策の推進など推薦に向けた条件の整備を進める。
- 特徴的な取組を行う里地里山の調査・分析、研修会の開催や専門家の人材登録・紹介等の技術支援を行うとともに、多様な主体が里地里山を管理し、持続的に利用する枠組みを構築する。
- 多様な主体による自然再生事業を着実に推進し、活動団体への技術的な支援や、活動の立ち上げ、情報交換等への支援を行うとともに、国民への普及啓発を図る。

目標 5-3	野生生物の保護管理							
	希少野生動植物の生息状況等の調査による現状把握と保護・増殖による種の保存、野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化、遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止。							
環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ	5章3節 地域における人と自然の関係を再構築する取組 5章4節 森・里・川・海のつながりを確保する取組 5章5節 地球規模の視点を持って行動する取組							
関係課・室	野生生物課							
指標の名称及び単位	①(参考)脊椎動物分類群における評価対象種(レッドリスト作成に係る種。以下同じ。)に対する絶滅のおそれのある種数の割合[種数/種数] ②(参考)昆虫分類群における評価対象種に対する絶滅のおそれのある種数の割合[種数/種数] ③(参考)維管束植物分類群における評価対象種に対する絶滅のおそれのある種数の割合[種数/種数] ④(参考)保護増殖事業計画数[計画] ⑤(参考)国指定鳥獣保護区指定箇所数[箇所] ⑥(参考)特定外来生物指定種類数							
指標年度等	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	目標年	目標値	
指標	①	245/ 約 1350	268/ 約 1350	330/ 約 1350	330/ 約 1450	330/ 約 1450	—	—

	②	139/ 約 30000	171/ 約 30000	239/ 約 30000	239/ 約 30000	239/ 約 30000	—	—
	③	1665/ 約 7000	1665/ 約 7000	1690/ 約 7000	1690/ 約 7000	1690/ 約 7000	—	—
	④	37	38	38	47	47	—	—
	⑤	66	66	66	69	73	H23 年度	88
	⑥	80	83	96	96	97	—	—
目標を設定した根拠等	基準年	⑤H16 年度		基準年の値	⑤60			
	根拠等	⑤全国的又は国際的な見地から鳥獣の保護上必要な地域を指定計画に掲げたもの						
評価・分析	<p>【達成の状況】</p> <p>○レッドリストの第3次見直し作業を実施した。種の保存法に基づく国内希少野生動植物種にオガサワラオオコウモリを追加指定した。国指定鳥獣保護区の指定やラムサール条約湿地の新規登録(4箇所)などの各種施策を推進するとともに、平成 21 年 8 月にとりまとめられたカルタヘナ法の施行状況の検討結果を受け、農作物の実用化分野における生物多様性影響評価に必要な情報についての考え方に関する検討・とりまとめを行った。また、外来生物法に基づき特定外来生物を新たに 1 種指定するとともに、特定外来生物の国内での定着防止や防除を実施するなど、目標達成に向けて一定の成果を得た。また、鳥獣保護法に基づく科学的で計画的な野生鳥獣の保護管理を推進するため、特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドラインを改定し、野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況のモニタリング調査を継続した。</p>							
	<p>【必要性】</p> <p>○野生生物の保護によって確保される自然環境の恵沢は、国民生活の基盤となる公益性の高いものであり、国が主体的及び広域的に施策を行う必要がある。</p> <p>○特に、捕獲・採取等の圧力、生息・生育環境の悪化、外来生物による捕食や競合等による絶滅のおそれのある野生動植物種の増加、野生鳥獣による生態系や農林業等への被害の発生、遺伝子組換え生物等や外来生物による生態系への悪影響などに対し、的確かつ迅速な対応を求める国民ニーズの高まりを踏まえると、国による当該施策の必要性は高い。</p> <p>○高病原性鳥インフルエンザについては、家禽や人への感染が懸念され国民生活や産業経済への影響が甚大であることから、国による野生鳥獣の感染症対策実施の必要性は高い。</p> <p>【有効性】</p> <p>○継続的な調査研究の実施等により、希少野生動植物の保護対策を進めるための科学的な基盤の整備に進展が見られた。</p> <p>○国内希少野生動植物種の指定、保護増殖事業の推進などにより、希少野生動植物の保護施策に進展が見られた。</p> <p>○鳥獣保護法に基づく科学的で計画的な野生鳥獣の保護管理を推進するため、特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドラインを改定し、野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況のモニタリング調査を継続した。</p> <p>○新たに 4 箇所の国指定鳥獣保護区を指定するとともに、2 箇所の拡大、3 箇所の更新を行い、国指定鳥獣保護区箇所数は 73 となった。目標値に対する達成率は78%となり前年度より向上したものの、目標の達成には到っていない。その原因は、鳥獣保護区は、法に基づく各種行為規制を課すことにより当該地の鳥獣を保護する制度であるため、指定にあたっては、他の公益との調整に多大な時間を要することが多いためと考えられる。</p> <p>○カルタヘナ法に基づいて遺伝子組換え生物等の使用等に先立ち競合性、有害物質の産生性、交雑性等の観点から総合的に生物多様性影響評価を行うことにより、遺伝子組換え生物等が生態系を攪乱する等の生物多様性への影響の防止が図られた。</p>							

評価・分析	○外来生物法に基づいて、特定外来生物の輸入の制限、早期発見・早期対応、防除(影響緩和)等の対策が実施され、外来生物による生態系等への被害の防止が図られた。
	<p>【効率性】</p> <p>○野生生物の保護管理に関する各種施策については、科学的データの収集等により、施策の対象とする種、地域についての優先順位を見極めつつ、これに従って進めることにより施策の効率性を高めている。</p> <p>○特に外来生物等による影響には不可逆的なものもあり、定着した外来生物等が個体数を急激に増加させることなどによりその影響がさらに大きくなる可能性があることから、予防的観点に立った施策の推進により外来生物等の対策の効率性が高まる。</p>

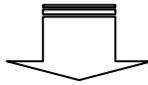


<今後の展開>	
○特に保護の必要性の高い種については、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種への追加を含めた対応を進める。	
○トキの野生復帰に向けた取組を推進させるなど、希少野生動植物種の保護増殖事業の着実な推進を図る。	
○鳥獣保護法等に基づき野生鳥獣の保護管理を強化する一方、人と野生鳥獣の関係の再構築に向け、より科学的・計画的な保護管理を推進する。	
○鳥獣保護区指定計画に記載した箇所の指定を着実かつ円滑に進めるため、各地方環境事務所野生生物課長会議等において、情報の共有、計画的な作業の実施及び早期の関係機関等との調整を指示・徹底する。また、都道府県野生生物行政担当者会議等において、都道府県に対し、指定等に際して必要な情報提供や調整への協力を求める。	
○野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況のモニタリング調査等を引き続き実施する。	
○ラムサール条約湿地の保全と賢明な利用に係る普及啓発を推進するとともに、国際的な枠組みを活用して渡り鳥等の保護を進める。	
○カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の審査を適切に実施する。	
○特定外来生物等の輸入・飼養等の制限、防除事業の実施等を進めるとともに、外来生物法施行後5年を経過することから、同法の施行状況について検討し、必要に応じて所要の措置を講ずる。	

目標 5-4	動物の愛護及び管理							
	自治体、動物販売業者による飼い主等への適切な指導、情報提供の確保、地域における動物の適正飼養推進のための体制作りを推進することにより動物の愛護と適正な管理についての国民の意識の向上を図る。							
環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ	5章3節 5飼養動物の愛護・管理							
関係課・室	動物愛護管理室							
指標の名称及び単位	①(間接)都道府県等による犬ねこの引取り数[頭]							
指標年度等	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	目標年	目標値	
指標	①	392,232	374,160	336,349	315,107	集計中	—	減少傾向の維持

目標を設定した根拠等	基準年	—	基準年の値	—
	根拠等	動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号)		
評価・分析	<p>【達成の状況】</p> <p>○動物愛護管理に関するポスター等の作成・配付や動物愛護週間行事における中央行事の開催といった各種普及啓発事業の推進、自治体に対する技術的助言、さらに、都道府県等に引き取られた犬ねこを収容し元の飼い主へ返還又は新たな飼い主に譲渡するため施設の新改築に対する整備費補助等の取組により、都道府県等による犬ねこの引取り数が減少の傾向を維持する等、目標達成に向け期待どおりの成果が得られた。</p> <p>○平成 21 年 6 月にペットフード安全法が施行され、法の周知と理解を目的としたパンフレットやポスターの作成・配付及び適切な動物の飼養にかかる講習会の開催等による普及啓発を行うとともに、関係機関等の連絡・連携体制の構築を図り、ペットフードの安全性の確保に取り組んだ。</p> <p>【必要性】</p> <p>○都市化の進展や少子高齢化等により、ペット動物の重要性が高まる一方で、動物の虐待事件や不適正な飼養によるトラブル等の問題が顕在化しており、動物の適正な飼養管理が社会全体から望まれている。</p> <p>○動物の愛護と適正な管理を維持するため、国や都道府県等の行政のみならず、獣医師や愛護団体、動物取扱業者等の民間とも連携協力して取り組んでいく必要がある。</p> <p>○平成 21 年 6 月にペットフード安全法が施行され、問題発生の防止及び問題が発生した場合の迅速な対応に取り組んでいく必要がある。</p> <p>【有効性】</p> <p>○以下の取組を通じ、都道府県等による犬ねこの引取り数の減少傾向を維持する等の成果が得られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物愛護週間中に中央行事及び地方行事を実施するとともに、動物愛護を呼びかけるポスターや適切な飼養方法に関するパンフレット等を作成、配布することにより、広く国民の間に動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解の深化を図った。 ・都道府県等の動物愛護管理行政担当職員の知識、技能の向上を図ることを目的とした講習会を実施し、「動物適正飼養講習会」には全国から計 54 名が、「動物適正譲渡講習会」には全国から計 142 名が参加した。 ・都道府県等によって引取り又は収容された犬ねこ等の返還、譲渡の促進を図るため、インターネットを活用したデータベース・ネットワークシステムを運用するとともに、動物適正譲渡講習会の実施、DVD 教材等の作成、配布等を行った。 ・改正動物愛護管理法の適切かつ着実な運用のため、動物愛護管理基本指針に基づく施策の進捗状況の点検を行うとともに、当該施策の更なる推進に向けた基礎的調査や情報収集等を実施した。 ・集合住宅を含む住宅密集地において人と犬や猫が調和した快適な居住空間の維持向上、人と犬や猫が共生できる町づくりを図るための基本的な配慮事項等をまとめた犬猫の適正飼養についてのガイドラインを作成し、広く周知した。 <p>○ペットフード安全法が施行され、法の周知や関係機関等との連携体制の構築等といったペットフードの安全確保の体制整備を行った。</p> <p>【効率性】</p> <p>○動物の愛護と適正な管理について、動物愛護週間中央行事の開催やパンフレットの配布等を環境省(地方環境事務所を含む)、地方公共団体だけでなく、民間団体と連携して行い、また、政府広報やテレビ等の多種の媒体を積極的に活用することで、より多くの国民に向け、効率的に普及啓発を行うよう努めた。</p> <p>○再飼養支援データベース・ネットワークシステムについては、インターネットを活用し、地方公共団体や民間団体等との役割分担のもと、システムへの参加自治体数の増加を図る等して効率性の向上に努めた。</p>			

○ペットフード安全法は、全国に広く流通するペットフードの安全性を効率的に確保するため、農林水産省と共管とし、両省の地方支分局を事務局として各地方ブロック毎に連携体制を構築している。



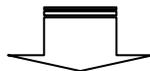
＜今後の展開＞

- 動物の愛護及び適正飼養の一層の普及啓発を図るとともに、官民の連携強化等の取組に対する支援等を幅広く推進する。
- 動物愛護管理基本指針に基づく施策の進捗状況の点検等を実施するとともに、法改正から5年を目途とした制度の見直しに向けた施行状況の実態把握と、中央環境審議会動物愛護部会の下に設置した動物愛護管理のあり方検討小委員会を開催し、課題解決に向けた所要の措置について検討を行う。
- 引き続きマイクロチップを始めとする個体識別措置の普及啓発等を実施するとともに、全国数カ所でマイクロチップの普及推進事業を行う。
- 再飼養支援データベース・ネットワークシステムへの参加自治体数の増加及びシステムの一層の充実等を図るとともに、都道府県等による動物の適正譲渡の推進を目的とした講習会を開催する。【<http://www.jawn.go.jp/>（収容動物データ検索サイト）】
- 継続して都道府県等における動物の収容・譲渡対策施設の整備に関する補助を行う。
- 都道府県等の動物愛護管理担当職員の知識や技能の向上を目的とした講習会を開催する。
- ペットフードの安全性に関する更なる基準・規格の策定の検討、犬ねこ以外動物のペットフードに関する適正な給餌の在り方等について動物の飼養者に対する普及啓発を行う。

目標 5-5	自然とのふれあいの推進						
	自然とのふれあい活動をサポートする人材の育成・確保や自然とふれあうための機会や情報の提供、国立・国定公園等における公園施設の整備、温泉の適正な利用等を通じて、自然とのふれあいを求める国民のニーズに的確に応え、自然への理解や大切にす気持ちを育成する。						
環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ	第5章第2節 生物多様性を社会に浸透させる取組						
関係課・室	自然ふれあい推進室、自然環境整備担当参事官室						
指標の名称及び単位	① エコツアー総覧の年間アクセス件数[件] ② (参考)自然公園等利用者数[千人] ③ (参考)パークボランティア登録人数/地区数[人/地区] ④ (参考)子どもパークレンジャー参加者数[人] ⑤ (参考)インターネット自然研究所のアクセス数(1月のアクセス数)[件] ⑥ (参考)国民保養温泉地年度延宿泊利用人数[人]						
指標年度等	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	目標年	目標値
指標	①	606,977	831,208	871,229	1,282,362	1,115,883	22年度末時点で17年度比50%増
	②	905,269	905,668	916,845	894,798	集計中	—
	③	1,825/40	1,815/40	1,793/40	1,715/40	1,660/40	—
	④	840	1,515	2,191	1,195	1,162	—
	⑤	1,321,705	1,277,642	1,383,660	集計中		—
	⑥	14,725,041	14,415,086	11,699,874	10,498,930	集計中	—

目標を設定した根拠等	基準年	—	基準年の値	—
	根拠等	—		
評価・分析	<p>【達成の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自然とのふれあい活動のサポート、自然とふれあうための機会や情報の提供、人材育成、国立・国定公園等における公園施設の整備の推進により、自然とのふれあいを求める国民のニーズに応えるとともに、自然とのふれあい活動を通じて自然への理解を深め、自然を大切にすゝる気持ちの育成が図られ、期待どおりの成果が得られた。 ○「エコツーリズム推進法」が平成 20 年 4 月に施行され、エコツーリズムに取り組む地域に対し、助言などにより支援するとともに、国が認定したエコツーリズム全体構想の下で取り組む地域を全国に情報提供(平成 21 年 9 月に埼玉県飯能市の全体構想が国の認定第 1 号となったところ)するとともに、人材育成、セミナー等の開催によるエコツーリズムの普及啓発に努めたことが相まって、法に基づくエコツーリズムに関する取組の拡大、浸透が図られた。 ○改正温泉法に基づき定期的な温泉成分分析及び可燃性天然ガスによる災害防止対策が進んだ。 <p>【必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境問題への関心の高まりに加え、余暇時間の拡大、都市化や高齢化の進行等により、優れた自然風景や野生生物等とのふれあいを求める国民のニーズが高まっており、これらニーズに対応する施策の必要性は高い。 ○自然とのふれあいについては、資源を持続的に保全しつつ、利用の質の向上を図るために行政の継続的な支援や普及・啓発等が不可欠である。今後とも、人材育成や自然体験活動のよりよい手法の模索等、質の高い自然ふれあい活動の提供を行っていくことが必要である。 ○国立・国定公園等の利用の基盤となる公益性の高い施設整備を行政が行い、その他の収益性のある事業を民間団体が国等の認可を受けて実施している。特に国立公園は、保全管理の責任を有する国(環境省)が、国民共有の財産として、保全管理の充実を図る必要があり、三位一体の改革においても、国立公園の保護上及び利用上重要な事業は国が実施することと整理された。 ○国民の温泉への関心が高まる中、温泉資源保護対策や温泉の掲示内容等に関する多様なニーズへの的確かつ迅速な対応を図ること、また、温泉地を訪れる国民に自然資源である温泉の利用を広く享受させるための基盤を整えることなど、国による施策の必要性は高い。 ○国民の安全・安心の確保のため、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止について、国による施策が必要である。 ○保護、災害の防止及び適正な利用によって確保される自然資源であり観光資源でもある「温泉」の恵沢は、国民の公共の福祉の増進に寄与するものであり、国が全国的な見地から調査研究を実施する必要がある。 <p>【有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○エコツアー総覧アクセス件数は、H20 年度に 100 万件を突破し、平成 21 年度には若干減少したが、100 万件を超えるアクセスがあり、国民に対しての情報提供の効果は高い。 ○自然公園指導員やパークボランティアなど、自然とのふれあいをサポートする人材の育成・確保を図るとともに、都道府県等に自然に親しむ期間中の自然とのふれあいの推進を呼びかけ、自然観察会の実施、ホームページやガイドブックでの情報の提供等、自然への理解と関心を高めるための取組を積極的に実施し、自然ふれあい活動に寄与している。 ○セミナー等の開催を通じ、エコツーリズムの取組を支援し、優れたエコツーリズムが実践される土台づくりに努めている。エコツーリズムの実践は、旅行者や住民の意識が高まり、環境保全はもとより、新たな観光需要を起こす観光振興、雇用の確保や経済普及効果による地域振興、環境教育の場としての活用など、様々な効果に寄与している。 ○自然公園の利用者数は年間延べ 9 億人を超えており、多様な公園利用者に対応した安全・安心な利用施設を整備する等の事業は、自然学習・体験に積極的に参加する動機付けとなることから、自然とのふれあいの推進に有効な施策である。 			

	<p>○可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術基準等を定めた温泉法施行規則の改正等により温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止等が図られ、また、温泉資源の保護に関するガイドラインの策定により温泉資源の保護対策の推進が期待される。また、現在約1,050万人の利用がある国民保養温泉地の年間延べ宿泊利用者数の維持・増加を目指し、さらに魅力ある温泉地の形成や観光の振興に寄与することは、温泉の公共的な利用上有効である。</p> <p>【効率性】</p> <p>○自然とふれあう機会や情報の提供、自然とのふれあい活動のサポートなどについては、Web サイトなどの情報提供により、効率性の向上に努めた。</p> <p>○施設整備に際して、費用便益分析等の事業評価を実施するとともに、工事コスト縮減等の総合的なコスト構造改善に取り組むことにより、事業の効率性向上に努めている。</p> <p>○温泉行政に関する制度の見直しやわかりやすい掲示方法・掲示内容の検討など国民の温泉に対するニーズの多様化に対応した施策を推進することにより、自然資源である「温泉」を利用した国民保養温泉地等における宿泊利用人員数を維持するとともに、温泉の資源保護、可燃性天然ガスによる災害対策や適正利用の効率性を高めている。</p>
--	---



<今後の展開>	
	<p>○自然とのふれあいを求める国民のニーズは依然として高いことから、誰もが安全・安心に自然の魅力を享受できるよう公園施設のユニバーサルデザイン化及び老朽化施設等の再整備を推進する。</p> <p>○エコツーリズム推進基本方針に基づき、エコツーリズム推進法の適正かつ効果的な運用を図る。</p> <p>○温泉法の改正内容等の適正な運用を図るため、定期的な温泉成分分析及び可燃性天然ガスによる災害防止対策の周知を図る。</p> <p>○温泉の資源保護及び適正な利用のため、大深度掘削泉や未利用源泉に関する調査等を含めた温泉資源の保護対策に関する検討調査などを引き続き、積極的に展開する。</p>

⑦予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な法律・税制等	
5-1	<ul style="list-style-type: none"> ○生物多様性基本法(平成 20 年法律第 58 号) ○自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号) ○自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号) ○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年法律第 75 号) ○二国間渡り鳥等保護条約(日米:昭和 49 年条約第 8 号、日豪:昭和 56 年条約第 3 号、日中:昭和 56 年条約第 6 号、日露:昭和 63 年条約第 7 号) ○ワシントン条約(昭和 55 年条約第 25 号) ○ラムサール条約(昭和 55 年条約第 28 号) ○生物多様性条約(平成 5 年条約 9 号) ○生物多様性条約第 10 回締約国会議等に関する閣議了解(平成 19 年1月 16 日) ○生物多様性国家戦略 2010(平成 22 年 3 月 16 日閣議決定) ○生物多様性条約カルタヘナ議定書(平成 15 年条約第 7 号)
5-2	<ul style="list-style-type: none"> ○生物多様性基本法(平成 20 年法律第 58 号) ○自然再生推進法(平成 14 年法律第 148 号) ○自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号) ○自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号) ○海洋基本法(平成 19 年法律第 33 号) ○海洋基本計画(平成 20 年3月 18 日閣議決定)

5-3

- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)(平成4年法律第75号)
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護法)(平成14年法律第88号)
- 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(カルタヘナ法)(平成15年法律第97号)
- 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)(平成16年法律第78号)
- ワシントン条約(昭和55年条約第25号)
- ラムサール条約(昭和55年条約第28号)
- 生物多様性条約カルタヘナ議定書(平成15年条約第7号)

5-4

- 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律105号)
- 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成20年法律第83号)

5-5

- エコツーリズム推進法(平成19年法律第105号)
- 障害者基本計画(平成14年12月24日閣議決定)
- 観光立国推進基本計画(平成19年6月29日閣議決定)
- 温泉法(昭和23年法律第125号)

目 標 番 号	関連する予算事項名及びその予算額(百万円)			
		H21	H22	H23 反映
5-1	① 生物多様性情報整備事業	694	0	—
	② 生物多様性保全にかかる検討会等経費	5	7	→
	③ 自然環境保全基礎調査費	250	270	→
	④ 地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	297	500	→
	⑤ 地球規模生物多様性情報システム整備推進費	105	103	→
	⑥ 生物多様性センター維持運営費	75	72	→
	⑦ アジア太平洋地域生物多様性保全推進費	269	134	→
	⑧ 第10回生物多様性条約締約国会議開催準備経費	42	0	—
	⑨ 国際分担金等経費	159	1,207	→
	⑩ 「いきものにぎわいプロジェクト」推進費	213	20	×
	⑪ 生物多様性国際イニシアティブ推進関係経費	165	62	×
	⑫ 生物多様性保全活動支援事業	130	242	→
	⑬ 海洋生物多様性保全関係経費	35	58	↓
	⑭ 生物多様性基本施策関係経費	49	47	↓
	⑮ 生物多様性関連技術開発等推進事業費	36	37	→
	⑯ 自然環境保全のための土地の確保手段に関する検討調査費	4	0	—
	⑰ 原生的な自然環境の危機対策事業	0	10	↑
	⑱ 国際生物多様性年関連経費	0	281	×
	⑲ 生物多様性条約第10回締約国会議及びカルタヘナ議定書第5回締約国会議関係経費	0	1,413	×
	⑳ 野生動植物資源管理・利用ネットワーク事業	0	160	→
	㉑ 生物多様性国家戦略推進費	0	0	新
	㉒ 生物多様性地球温暖化対策推進事業	0	0	新
	㉓ 生物多様性の10年推進事業費	0	0	新
	㉔ ポスト2010年目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費	0	0	新

5-2	① 遺産地域等貴重な自然環境保全推進費	79	108	→
	② 山岳環境等浄化・安全対策緊急事業費補助	120	120	×
	③ 国立公園管理計画等策定調査費	14	13	→
	④ 国立公園利用適正化システム策定費	23	23	→
	⑤ 国立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンワーカー)事業費	270	270	→
	⑥ やんばる地域国立公園指定推進調査費	6	6	→
	⑦ 地方環境事務所電子政府システム維持管理更新費	5	5	↑
	⑧ 国立公園内生物多様性保全対策費	55	68	→
	⑨ 特定民有地買上事業費	244	244	↑
	⑩ 景観形成推進事業	12	0	—
	⑪ 広範な関係者の参加による魅力的な国立公園づくり推進事業	26	0	—
	⑫ 国立・国定公園総点検事業	37	36	→
	⑬ 自然再生活動推進費	35	35	→
	⑭ 生物多様性センター整備費	47	0	—
	⑮ 海域の国立・国定公園保全管理強化事業費	6	95	↑
	⑯ SATOYAMA イニシアティブ推進事業費(H23 名称変更: 里地里山保全活用行動推進事業費)	92	91	→
	⑰ 奄美地域国立公園指定推進調査費	24	24	→
	⑱ 国立公園等における協働型管理運営推進事業	0	55	↑
	⑲ 国立公園等における大型獣との共生推進費	51	65	↑
	⑳ 特定地域自然林保全整備	170	13	→
	㉑ 自然環境保全地域等保全対策費	3	2	
	㉒ 日光国立公園「那須平成の森」管理運営体制構築事業	0	0	新
* 温暖化影響情報集約型 CO2 削減行動促進事業(再掲1-1)	—	—	—	
5-3	① トキ生息環境保護推進協力費	24	22	→
	② ワシントン条約対策費	9	9	↑
	③ 野生生物との共生推進費	15	12	×
	④ 希少野生動植物種生息地等保護区管理費	14	10	↑
	⑤ 鳥獣保護基盤整備費	102	109	→
	⑥ 希少種保護推進費	443	468	→
	⑦ 野生生物保護管理施設等整備費	334	190	→
	⑧ 野生生物保護センター等維持費	121	121	→
	⑨ 国指定鳥獣保護区対策費	59	58	→
	⑩ 鳥獣保護管理対策費	86	76	→
	⑪ 野生鳥獣感染症対策事業費	177	80	↑
	⑫ 遺伝子組換え生物対策費	59	59	↓
	⑬ 外来生物対策費	55	56	↑
	⑭ 外来生物対策管理事業地方事務費	41	41	→
	⑮ 特定外来生物防除等推進事業	327	349	→

	⑯野生生物専門家活用事業費	31	30	→
	⑰外来種防除促進のための実務者会合費	0	29	×
	⑱希少猛禽類等保護方策検討調査費	0	12	↑
	⑲今後の希少野生動植物の保全制度等のあり方検討調査費	0	0	新
	⑳特定海棲ほ乳類との共生推進事業	0	0	新
	*風力発電施設に係る適性整備推進事業(再掲 1-1)	—	—	—
5-4	① 動物適正飼養推進・基盤強化事業	56	67	→
	② 飼養動物の安全・健康保持推進事業	45	37	↓
	③ 動物収容・譲渡対策施設整備費補助	100	100	→
	④ 動物愛護管理推進事業	10	6	↓
5-5	① 自然公園等利用ふれあい推進事業経費	3	3	—
	② 自然ふれあい体験学習等推進事業費	5	5	↑
	③ エコツーリズム総合推進事業費	126	126	→
	④ 「五感で学ぼう！」子ども自然体験プロジェクト	22	0	—
	⑤ 自然公園等利用推進事業費	4	4	
	⑥ 温泉の保護及び安全・適正利用推進費	28	25	→
	⑦ 自然公園等事業(うち国立公園等整備費)	11573	7342	→
	⑧ 自然公園等事業(うち自然環境整備交付金)	1,358	1,200	↓
	⑨自然公園当事業(うち維持管理費及び施行関係経費)	1,679	1,681	→
	*温泉施設における温暖化対策事業(再掲 1-1)	—	—	—

⑧ 終期を迎えた予算事項についての検証

予算事項番号	終期を迎えた理由	今後の対応策
5-1-⑩	新規事業項目に事業内容を継承し、発展的に終了。	5-1-⑳生物多様性の10年推進事業において、継承、発展させていく。
5-1-⑪	新規事業項目に事業内容を継承し、発展的に終了。	5-1-㉑ポスト2010年目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費において、継承、発展させていく。
5-1-⑱	事業目的を達成したため終了。	
5-1-⑲	事業目的を達成したため終了。	
5-2-②	行政事業レビューにより廃止の判定。	新たな山岳環境の保全対策について、検討会を設け検討中。
5-3-③	事業目的を達成したため終了。	
5-3-⑰	事業目的を達成したため終了。	

⑨特記事項

<政府重要政策としての該当>
<当該施策に係る府省庁>
<昨年度評価書からの変更点>

⑩各目標に設定された指標について

目標番号及び指標名	5-1①	(参考)全国の1/2.5万地形図面数に対する植生図整備図面数の割合[図面数/図面数]
	5-2①	(間接)国立公園計画の点検実施済地域数
	5-2②	(間接)自然再生推進法に基づく協議会数

	5-2③	(間接)環境省の自然再生事業実施地区数
	5-3①	(参考)脊椎動物分類群における評価対象種(レッドリスト作成に係る種。以下同じ。)に対する絶滅のおそれのある種数の割合
	5-3②	(参考)昆虫分類群における評価対象種に対する絶滅のおそれのある種数の割合
	5-3③	(参考)維管束植物分類群における評価対象種に対する絶滅のおそれのある種数の割合
	5-3④	(参考)保護増殖事業計画数
	5-3⑤	(参考)国指定鳥獣保護区指定箇所数
	5-3⑥	(参考)特定外来生物指定種類数
	5-4①	(間接)都道府県等による犬ねこの引取り数
	5-5①	エコツアー総覧の年間アクセス件数
	5-5②	(参考)自然公園等利用者数
	5-5③	(参考)パークボランティア登録人数/地区数
	5-5④	(参考)子どもパークレンジャー参加者数
	5-5⑤	(参考)インターネット自然研究所のアクセス数
	5-5⑥	(参考)国民保養温泉地年度延宿泊利用人数
指標の解説	<p>5-1-①: 全国の1/2.5 万地形図面数のうち、植生図の整備が終了した地形図面数の割合。</p> <p>5-2-①: 29 の国立公園は 57 の地域に分けられ、それぞれの地域毎に公園計画が作成されている。公園計画については、国立公園をとりまく自然的・社会的条件の変化に対応して、概ね 5 年毎に見直すこと(公園計画の点検)とされているため、過去 5 年間に点検を実施した地域数を指標とする。</p> <p>5-2-②: 自然再生推進法第 8 条に基づく協議会数</p> <p>5-2-③: 自然再生事業を実施している地区数(環境省直轄事業、環境省交付金事業)</p> <p>5-3-①: レッドリストの分類群のうち、脊椎動物分類群(哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類及び汽水・淡水魚類)に係る評価対象種数に対する、同分類群において絶滅のおそれのある種(絶滅危惧Ⅰ類及び絶滅危惧Ⅱ類)に該当する種数の割合</p> <p>5-3-②: レッドリストの分類群のうち、昆虫分類群に係る評価対象種数に対する、同分類群において絶滅のおそれのある種(絶滅危惧Ⅰ類及び絶滅危惧Ⅱ類)に該当する種数の割合</p> <p>5-3-③: レッドリストの分類群のうち、維管束植物分類群に係る評価対象種数に対する、同分類群において絶滅のおそれのある種(絶滅危惧Ⅰ類及び絶滅危惧Ⅱ類)に該当する種数の割合</p> <p>5-3-④: 種の保存法第 45 条に基づき、保護増殖事業の適正かつ効果的な実施に資するため、環境大臣及び保護増殖事業を行おうとする国の行政機関の長が策定した保護増殖事業計画の総数</p> <p>5-3-⑤: 鳥獣保護法第 28 条に基づき国の指定した鳥獣保護区の面積及び箇所数</p> <p>5-3-⑥: 外来生物法第 2 条に基づき指定された特定外来生物の種類数</p> <p>5-4-①: 都道府県等において引き取った犬ねこの数</p> <p>5-5-①: エコツアー事業者、宿泊施設等の環境省が支援する情報配信ホームページの年間アクセス数</p> <p>5-5-②: 国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園の利用者数</p> <p>5-5-③: 自然観察や利用者指導等を行うパークボランティアの一地区当たりの登録人数</p> <p>5-5-④: 環境省と文部科学省が連携して実施する子どもパークレンジャー事業へ参加した小中学生の数</p> <p>5-5-⑤: インターネット自然研究所のホームページへのアクセス数(毎年度1月期)</p> <p>5-5-⑥: 自然とのふれあいを求めて、休養・健康づくり等のため国民保養温泉地に宿泊利用した人員数</p>	

評価に用いた資料等	5-1-①:新・生物多様性国家戦略の実施状況の点検結果 5-5-⑥:平成 19 年度温泉利用状況(平成 20 年 3 月)
-----------	--



指標に影響を及ぼす外部要因	<p>5-2-①:国立公園は、土地所有者に関係なく指定しているため、その公園計画の見直しに当たっては、土地所有者等の関係機関や地元関係自治体との調整が必要であり、これらの関係者の意思が影響する場合がある。</p> <p>5-3-①～③:野生動植物の種を取り巻く環境の変化や、野生動植物に係る知見・情報量が影響する。</p> <p>5-3-⑤:利害関係者の理解や関係行政機関との調整の状況が影響する。</p> <p>5-5-②:国民の志向や経済状況、気候や自然災害の発生等により影響を受ける。</p> <p>5-5-⑥:国民の志向や経済状況、気候や自然災害の発生、又は温泉地に対する風評等により影響を受ける。</p>
---------------	---